

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。以下「令」という。）が本日公布され、平成21年1月1日から施行されることとされたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨及び主な内容

平成21年1月1日より一定の出産に係る事故について補償金の支払に備えるための仕組み（産科医療補償制度（別添））が開始されることに伴い、出産費用の上昇が見込まれることを踏まえ、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等において所要の改正を行い、同日より、出産育児一時金等の支給額を見直すものである。

第2 改正の具体的内容

1 健康保険法施行令の一部改正（令第1条及び附則第2条関係）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額を、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、一の保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、35万円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額とすること。

- 一 病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（※）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための一定の保険契約が締結されていること。
- 二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

(※) 一定の出産に係る事故で、出生した者が当該事故により重度の脳性麻痺にかかったもの。

2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（令第2条及び附則第3条関係）

上記1の改正に準じた改正を行うこと。

3 その他関係政令の一部改正（令第3条及び第4条並びに附則第4条及び第5条関係）
国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）につき、上記1の改正に準じた改正を行うこと。

産科医療補償制度について

1. 産科医療補償制度の概要

産科医療補償制度は、出産に係る医療事故（過誤を伴う事故および過誤を伴わない事故の両方を含む。以下同じ。）により脳性麻痺となった者及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としている。

2. 補償制度の仕組み

分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。

分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

補償金が支払われた個々の事例について、専門家が医学的観点で検証・分析し、その結果を分娩機関・脳性麻痺となった者及びその家族にフィードバックする。

原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、広く社会に公開することにより、将来の同種の医療事故の再発防止等、産科医療の質の向上を図る。

原因分析の結果、分娩機関に損害賠償責任がある場合は、補償金と損害賠償金の調整を行う。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第三百七十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)
第一条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
第三十二条第一項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)
第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第三十七年法律第五十二号)
第六十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第三十六条に次のただし書を加える。

ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるとき、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に關し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で被保険者が定める額を加算した額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。)のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつた場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に關する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

(船員保険法施行令の一部改正)

第二条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。
第十二条に次のただし書を加える。

ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるとき、社会保険庁長官が認めるときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に關し被保険者又は被保険者であつた者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で社会保険庁長官が定める額を加算した額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。)のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつた場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に關する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七に次のただし書を加える。
ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるとき、組合が認めたときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に關し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる

費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で財務省令で定める額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(財務省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(財務省令で定める事由により発生したものを除く。)のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、財務省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。

次号において同じ)が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて財務省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、財務省令で定めるところにより、特定出産事故に關する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の四に次のただし書を加える。
ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるとき、組合が認めたときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に關し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で財務省令で定める額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(総務省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(総務省令で定める事由により発生したものを除く。)のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、総務省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。
次号において同じ)が発生した場合におい

て、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて総務省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、総務省令で定めるところにより、特定出産事故に關する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に出生した被保険者若しくは日雇特別被保険者若しくはこれらの者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に分べんした被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る船員保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に出生した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法第六十一条の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に出生した地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る地方公務員共済組合法第六十三条の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

総務大臣 鳩山 邦夫
財務大臣 中川 昭一
文部科学大臣 塩谷 立
厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎